

嘉手納飛行場における米軍のパラシュート降下訓練に関する意見書

去る9月21日、在沖米空軍は、県や地元自治体の再三にわたる訓練の中止要請や抗議の声があるにもかかわらず、去る4月及び5月に続き、ことし3回目となる嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練を強行した。

同飛行場周辺は住宅や学校等が密集していることから、降下訓練は、一歩間違えば人命及び財産にかかる重大な事故につながりかねない極めて危険なものであり、基地周辺住民を初め県民に大きな不安と恐怖を与えている。

パラシュート降下訓練については、平成8年の日米特別行動委員会（SACO）の最終報告で伊江島補助飛行場への移転が合意されたものである。しかし、米軍の運用上の必要性を理由に同飛行場での訓練が繰り返され、訓練が常態化することは、SACO合意をほごにするとともに、基地機能の強化にほかならず到底容認できるものではない。

また、同飛行場における当該訓練の実施については、去る5月2日に本県議会において抗議決議を全会一致で可決し、米軍を初め関係機関に訓練の中止を強く要請したほか、その後8月に米国で開かれた日米安全保障協議委員会（2プラス2）において、日本政府から米国政府に対して地元の懸念が伝えられたばかりであるにもかかわらず、米軍の運用を優先し、基地負担増を強いる現状は目に余るものがあり言語道断である。

政府においては、パラシュート降下訓練に係るSACOの合意事項が遵守されるよう米側に対し毅然とした対応をとるとともに、基地負担軽減策の一つ一つに確実な結果が出せるよう、より一層の取り組みが必要である。

よって、本県議会は、県民の生命、財産及び生活環境を守る立場から、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練に対し厳重に抗議するとともに、今後、同飛行場での当該訓練を全面禁止するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月16日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て